

入札説明書（黒滝村公告第11-1号分）

上記の入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に掲げる条件及び次に掲げる条件をすべて満たし、かつ入札公告第4に定める一般競争入札参加資格確認申請書を提出し競争入札参加資格の確認（事後審査）を受けることが可能な者のみが、この業務の競争入札に参加できます。

- (1) 令和6・7年度黒滝村競争入札参加資格（測量・建設コンサルタント等）を有し、入札公告第2に定める業種に登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 競争入札参加表明書提出日から入札執行日及び落札者決定日までの間において、奈良県及び黒滝村の入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立をしていない者又は申立をなされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかったものとみなします。
- (8) 黒滝村内に本店又は営業所等を有する者又は黒滝村に納税・納付義務を有する者（法人の代表者個人も含む）にあつては、競争入札参加表明書提出日において黒滝村税及び黒滝村使用料を滞納※していない者。

※滞納とは、地方税法及び村条例規則に基づく督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに当該村税又は使用料を完納していない場合を指します。

2 競争入札参加表明書に関する事項

- (1) 当該入札に参加しようとする者の入札参加意思等を確認するため、入札参加希望者に競争入札参加表明書（様式第3号。以下「表明書」という。）の提出を求めます。

- (2) 表明書の提出は電子メール（要押印、到着確認の電話をしてください。）によって行うものとし、入札執行者の指定する期日までに到達しなければなりません。期限後に到着した表明書については無効となります。また、その作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とします。また、提出がなされた表明書は返却しないものとします。（表明書の受理通知は送付しません。）
- (3) 表明書の提出がない者については、当該競争入札には参加を認めません。
- (4) 表明書の受付後、事情により入札を辞退する場合には、開札までに辞退届（様式第 6 号）により、9（1）の窓口まで電子メール又は郵送又は持参により届け出てください。（要押印、到着確認の電話をしてください。）
- (5) 黒滝村入札参加資格者名簿に対象工事等に対応する業種で掲載されていない者等、明らかに入札参加資格がない者が提出した表明書は、受付を行わず、その理由を電話等により回答し、表明書を返却します。

3 入札方法等

- (1) 入札者は、黒滝村契約規則（平成 27 年 1 月 30 日規則第 1 号。以下「契約規則」という。）第 5 条に規定する入札書（様式①）に必要な事項を記入し、記名押印の上封書に入れ、入札金額見積内訳書（様式 2 号）を同封の上、封かん及び封印し、書留郵便（簡易書留又は一般書留のどちらか）により郵送してください。
- (2) 入札書を郵送する封筒は入札者心得を参考に作成し、表面には「入札書」と朱書きし、裏面には工事（業務）名、工事（業務）場所、開札日時、入札者の住所及び商号又は名称、代表者職名及び氏名、電話番号、並びに担当者名を記載するものとします。
- (3) 入札書の郵送に要する費用は入札者の負担とします。
- (4) 入札書は、入札執行者が指定する入札書到達期限（以下「到達期限」という。）までに黒滝郵便局に到達しなければならず、到達期限までに到達しなかった場合は、入札を棄権したものとみなします。（入札書は、入札開札日の直前に黒滝郵便局から入札開札場所へ送達されます。）
- (5) 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回（辞退する場合を除く。）をすることができません。
- (6) 落札候補者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載してください。
- (7) 別紙の入札者心得を確認の上、入札無効となる誤脱等がないように注意してください。
- (8) 開札の立会については、当該入札に係る事業担当課及び入札担当課以外の職員 1 名を開札の立会人として選定し、開札に際し立会します。
- (9) 入札の開札は、入札執行者、開札事務従事職員及び前条により選定した開札立会人により執行し、入札者は原則として 1 業者につき 1 名が開札を行う場所に入場し見学することができます。

4 落札候補者の決定

- 1 入札執行者は、次により落札候補者決定を行うものとします。
 - (1) 落札者候補者は、入札書比較価格以内（最低制限価格を設定した場合は、最低制限比較価格以上入札書比較価格以内）で最低の価格をもって入札した者とします。

- (2) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の「100 分の 10」に相当する金額を加算した金額とします。
- (3) 落札候補者が決定した場合は、落札候補者及び落札価格を開札立会人に発表し、入札の終了を宣言します。
- 2 落札候補者に対しては、直ちに入札書を郵送する封筒に記載された電話番号に電話し、落札の旨を連絡し、入札結果については、入札執行要綱第 27 条の規定するところにより公表を行います。(他の入札参加者にも同様に結果を電話連絡します。)
- 3 入札執行回数は 1 回とし、落札候補者となるべき者がいない時は入札の打ち切りを宣言します。
- 4 郵便入札において、開札の結果、有効で落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上の場合、落札決定を保留した上で、すぐに黒滝村郵便入札におけるくじによる抽選実施要領（令和 6 年要領第 2 号）により落札候補者を決定します。

5 一般競争入札参加資格確認申請に関する事項（事後審査及び落札決定）

- (1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請は、落札候補者決定後、入札参加資格の有無を確認するため、指定する日までに、下記の一般競争入札参加資格確認申請書及び指定した入札参加資格等確認資料等を添えて、電子メールにより提出してください。(要押印、到着確認の電話をしてください。)
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請は、様式第 1 号により作成して下さい。
 - 1) 地域要件に適合することを証する書面の写し（商業登記簿謄本等）を添付してください。
 - 2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項及びその他競争入札に参加する資格要件への該当の有無を記載した書面を別紙 1 により作成してください。
 - 3) 次について別紙 4 により作成してください。

施工実績については、過去 10 年以内（H 27 年 4 月 1 日以降）に完了した地方公共団体発注の吉野郡内の橋梁点検業務実績 1 件について記入し、実績の確認できる書類（契約書、仕様書、図面等の写し、テクリス完了登録等）を添付してください。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の取り扱いについて
 - ①提出された競争入札参加資格確認申請書及び添付資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
 - ②提出された競争入札参加資格確認申請書及び添付資料等は返却しません。
 - ③入札公告及び上記に規定する書類の提出のない者、及び当該提出書類に基づく入札参加資格確認の結果、入札参加資格がないと認められた者については、当該落札候補者は失格とし、その入札は無効とし、入札参加資格不適合通知書により通知し、次順位入札者を落札候補者とします。事後審査の日程等については別途連絡します。
 - ④競争入札参加資格確認申請書及び添付書類等の提出期限以降における再提出は認めません。なお、提出期限内にあっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したのもののみを審査の対象とします。
- (5) 落札者の決定（入札参加資格の有無の確認）
 - ①入札執行者は、落札候補者に明らかに入札参加資格がないと認める場合を除き、確認申請書を受理します。
 - ②確認申請書を受理したときは、入札執行者は確認申請書及び確認資料等に基づき審査を行い、

黒滝村入札・契約審査会に諮り審議を経た上で、当該落札候補者について入札参加資格の有無、並びに入札参加資格がないと認めた場合はその理由について確認を行います。

③前項による確認の結果、落札候補者に入札参加資格があると認める場合は、落札者として決定し、すみやかに落札決定通知書にて通知し、契約締結に必要な書類の提出を求めます。

④前項による確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、当該落札候補者は失格とし、その入札は無効とし、入札参加資格不適合通知書により通知し、次順位入札者を落札候補者とします。事後審査の日程等については別途連絡します。異議あるときは、その理由について入札執行者に説明を求めることができます。その際は、入札公告に定める請求期限までに、書面にて理由の説明請求を行ってください。

⑤前項の規定により説明を求められたときは、入札執行者は請求書を受領した日の翌日から起算して3日以内（その末日が休日に当たるときは、その翌開庁日まで）に入札参加資格に係る理由説明書（様式8号）により回答します。

(6) 入札参加資格の審査に必要な書類の提出

①落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書又は確認資料等を提出しないとき、若しくは入札参加資格の確認のための指示に従わないときは、当該落札候補者は失格とし、その入札は無効とします。

②前号の規定に該当する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると認めるときは、資格停止措置要領の規定による入札参加資格停止等の措置を講じるものとします。

(7) 落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合

①入札参加資格の審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めた場合、もしくは開札後において落札決定までに落札候補者が入札公告等に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。

②前号の規定により落札候補者のした入札が無効とした場合は、入札書比較価格以内（最低制限価格を設けた場合は、最低制限比較価格以上入札書比較価格以内）で、当該落札候補者の入札価格の次に低い価格をもつて入札をした者（以下、「次順位入札者」という。）を落札候補者とみなして前条の入札参加資格の審査を行うものとします。この場合において、次順位入札者に入札参加資格があると認める場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認める場合は、さらに次順位の入札者について同様の審査を行い、本項の規定による手続きを落札者が決定するまで繰り返すものとします。

③前号の規定により落札者を決定したときは、次の順位以降の入札参加者についての入札参加資格審査等を行わないものとします。

④確認申請書又は表明書に虚偽の記載をした場合、若しくは明らかに入札参加資格がないにもかかわらず入札に参加した場合は、資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を行うことができます。

6 入札中止条件

①入札手続き執行中、又は、入札時において、原則として入札者が2者未満となった場合は、入札を中止します。

②入札の結果、落札となるべき者がいない場合は、入札不調とし、入札を打ち切ります。

③その他、入札執行者が適正な競争入札の執行ができないと認められる場合は、入札を延期し、

中止又は取り消すことができます。

7 入札についての注意事項

別紙の「入札者心得」をもって注意事項とさせていただきます。(特に入札書封筒への必要記載事項の誤脱による入札無効が発生していますので、ご注意ください。参考として「参考様式(入札封書貼付分)」のファイルをご確認ください。)

8 契約の締結及び解除

- (1) 落札者は、落札決定通知の日から5日以内に契約書を提出しなければなりません。契約に当たっては事業担当課と直接協議してください。落札者は、正当な理由がないのに前記の期間内に契約書に記名押印しないときは、落札者としての権利を失います。その場合、入札に係る損害賠償(入札金額の100分の5)を納付しなければなりません。また、黒滝村建設工事等に係る入札参加資格停止措置要領による指名停止措置を行います。
- (2) 落札決定後、契約までの間に落札者が、黒滝村入札参加資格停止措置要領及び黒滝村建設工事等暴力団排除措置要綱により、入札参加資格停止を受けた入札参加資格者及び入札参加対象からの排除措置要件該当者となった場合は、契約を締結しません。
- (3) 契約締結後、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除する場合があります。
 - ①契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
 - ②契約者がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - ③契約者が正当な理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - ④契約者が契約の履行に関し不正な行為をしたとき。
 - ⑤契約者が正当な理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ⑥契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - ⑦前各号に掲げるもののほか、契約者に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき。
- (4) 契約締結と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
 - ①契約者が保険会社との間に本村を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合。(保険金額は上記と同額とする。前払金保証含む。)
 - ②過去5年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの。
 - ③その他、黒滝村契約規則(平成27年1月黒滝村規則第1号)第19条に定めるところによる。

9 関連情報を入手するための窓口

- (1) 事後審査、設計図書等閲覧及び入札を担当する部課等の名称、所在地

〒638-0292

奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸 7 7 番地

黒滝村役場 総務課 入札係宛

(電話 0747-62-2031、FAX0747-62-2569、MAIL kurotaki@vill.kurotaki.lg.jp)

(2) 当該説明書等に疑義がある場合は、上記の担当課に「質疑書」(様式有)により指定の期日までに電子メール(到着確認の電話をしてください。)にて説明を求めることができます。回答については、黒滝村ホームページ上で回答を行います。

(黒滝村ホームページ→<http://www.vill.kurotaki.nara.jp/>)

※なお、質疑ない場合は、質疑書の提出は不要です。

10 その他

- (1) 上記事項の他、地方自治法、地方自治法施行令、黒滝村契約規則、黒滝村入札執行要綱、黒滝村一般競争入札執行要領、その他の法令・規則などに基づいて行います。
- (2) 入札の結果は、黒滝村建設工事等の入札契約情報の公表に関する実施要領に基づき、落札者決定の翌日から上記9(1)の窓口及び村ホームページにおいて閲覧に供します。(庁内決裁の都合上、遅れる場合があります。)
- (3) 代表者又は受任者等(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届書」を必要な添付書類とともに提出してください。なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。

〈お願い〉

- ・黒滝村産品及び村内販売店の利用について
業務に使用する建設資材、物品、燃料等は、村内で生産・販売されるものを優先してご購入くださるようお願いいたします。